

## 平成 28 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 28 年 8 月 2 日（火） 10 時 00 分～12 時 00 分

場 所：経済産業省別館各省庁共用 114 会議室

出席委員：宇野委員、指宿委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、原田委員、平尾委員、  
藤井委員、藤本委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：梅田委員、奈良委員

（五十音順、敬称略）

### 1. 本年度の検討課題・新規提案について

#### ○提案募集の方法等について

- ・ パリ協定が採択されたにもかかわらず、本年度の提案内容において、地球温暖化対策に関連したものが限られている。募集に当たって重点化すべきと毎回申し上げているが、提案募集の時期と検討会開催のタイミングとも関係するため、この点は制度に関する問題も含んでいると考える。重点化に関して検討する旨、課題として記載すべき。  
⇒ 今回の提案募集には反映できなかったが、今後は対応していきたい。（環境省）
- ・ 来年度の提案募集において、地球温暖化対策計画に沿った形で重点的に行うことは可能かと思う。時期をみて議題に正式にあげる必要もある。
- ・ 提案募集では、これまでサプライヤーが多かったが、コンシューマやデリバリーからの提案も出ていることは良い傾向である一方で、提案物品等の市場供給能力等を評価して検討していくことが難しくなることが危惧される。今後も幅広い対象から積極的な提案をしていただくという考えでよい。  
⇒ 提案募集は、幅広い対象から提案をしていただくことが目的であり、今後もその方向でよい。（環境省）
- ・ 毎年度同じ提案が出ている感があるが、省庁等が調達する物品の種類やエネルギーを消費しているものが何かを分析し、事務局から提案することも必要ではないかと思う。具体的には、ルーターなどの通信機器は常時電源が入っており、消費電力にも差があるだろうが、こうした品目は事業者からの提案はないと考えられる。

#### ○掛時計について

掛時計について、グリーン購入法の特定調達物品等の市場占有率はどの程度か。この法律には市場を牽引していくことが求められており、基本的な考え方として、一度設定した判断の基準等については、そこに向かって推進すべきである。緩和する場合は正当化できる理由がある場合に限定すべき。

- ⇒ 参考資料 1 の 40 ページ以降に市場占有率について記載している。掛時計は、50 ページに記載があり、グリーン購入法の判断の基準を満たすものは 3～4%しか市場にはないのが現状で、トップランナーとしても厳しい基準になっている。判断の基準として設定するレベルについては、資料 2 の基本的考え方に記載のとおり、全国的に供給が見込まれ、複数の事業者が供給できるという前提で品目ごとに検討していくことになる。掛時計については、判断の基準を満たす製

品を複数の事業者が販売されている状況である。原則として、基準は緩和することを前提に考えてはならず、設定した基準を目指していただくよう、レベルの設定について検討していきたい。(事務局)

- ・ 掛時計は一次電池が 5 年間に 1 個出る程度の環境負荷ではあるが、このために特殊なリチウム電池を在庫として用意することも大変である。すべて太陽電池をつけて無電源にすればよいことになるのかもしれない。ただ、それはグリーン購入法の視点とは少し違う。LED でも消費電力よりメンテナンスフリーになることが非常に大きい。
- ・ 掛時計について、特定調達物品が増えなかった原因の分析はされているのか。グリーン購入法が環境配慮型製品の普及に貢献したのは確かだと思うが、今後対象になりうる製品の環境性能がどのように推移してきたかを調べておくと、検討に役立つのではないかと。
  - ⇒ 掛時計の市場占有率については、現状の分析をして見直しの参考としたい。どこまでがグリーン購入の効果かという線は引きにくいですが、技術が進展していくものについては、推移を把握することを意識しながら調査していきたい。(事務局)

## ○庁舎管理等について

- ・ 庁舎管理について、ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）はビルに食堂があるかで変わってくる。調理に使用するエネルギーが大きいので、食堂のあるビルではゼロエネルギーにするのはかなり難しいようだが、食堂は庁舎管理に含まれるのか。生ごみ処理機の基準も庁舎管理に入ることがあり得るか。
  - ⇒ 食堂については、別途品目として規定されており、庁舎管理の検討には含まれない。庁舎管理では省エネ・低炭素化に着目して、維持管理において CO<sub>2</sub> をどう減らすかを考えていくことを主眼とし検討していく。(事務局)
- ・ 温暖化対策の義務を負っている地方公共団体には義務化することも検討してはどうか。(安井座長)
- ・ 庁舎管理は運用管理における対策で CO<sub>2</sub> を減らすことになるが、設備を含めて対策を行わないと効果が半分以下となる。公共工事分野の空調、照明についても、CO<sub>2</sub> 削減の観点からの検討が必要と考える。また、庁舎管理における BEMS の検討に当たっては、BEMS が導入されている前提での削減方策についての議論もあるため、庁舎管理システムについても検討が必要ではないかと。
  - ⇒ 庁舎管理は運用の見直しで現状の判断の基準に沿った形での見直しを検討する方向である。設備と密接に関わる場所でもあるが、運用管理を見直すことによる削減方策について、本年度は重点的に整理していく方針。(環境省)

## ○合法木材について

- ・ 平成 28 年 5 月に制定された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」においては、違法伐採木材を使用しないためのデューデリジェンスの実施が規定されているが、合法伐採木材を扱う木材関連事業者の登録は任意になっているため、登録を促すためにもグリーン購入法においてインセンティブを与えることが重要。これらについては、運用上の課題としてプレミアム基準として検討するということがよいかと。
  - ⇒ プレミアム基準としてではなく、グリーン購入法としてどう対応すべきか、本年度検討したいと考えている。(環境省)

- ⇒ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律は、来年５月に施行となる。現在、具体の促進措置や枠組みを検討しているところであり、現行の木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドラインとの関連性においても、誘導効果が出るように検討していきたい。（林野庁木材利用課）
- ・ 合法性、持続可能性については、国際的に問われてくる時期であり、本委員会としてその姿勢を明確にしていく必要がある。
  - ⇒ 合法性と持続可能性はレベルの差があり、合法性については当然今後も法律として対応していくが、持続可能性については、現段階の仕組みではプレミアム基準で扱うことになると考えている。本年度はイベントについて新たにガイドラインを策定することを検討しており、その中で持続可能性についても扱っていく考えである。（事務局）

### ○環境負荷低減効果の評価について

- ・ 提案件数が年々減っており、グリーン購入による効果については、どの部分に効果、進歩があったかというようなことを示せるとよいのではないか。
  - ⇒ 環境負荷低減効果については、平成１４年度から毎年度、市場の推移を調査しており、参考資料１の形で公表している。削減効果は６ページに集約して記載されている。今後は、代表的な品目について、調達によってどの程度削減したかを示す等の方法を考えていきたい。（事務局）
- ・ この参考資料については、国の取組による削減効果が示されているが、試算に当たって地方公共団体への協力依頼はできないか。地方公共団体は報告義務がないため難しいとは思いますが、実績報告に組み入れていくと、現行法制度の中でも影響力を持てるようになるのではないかと。
  - ⇒ 毎年度実施している地方公共団体のアンケート調査結果では、体制が整っていないなどの課題が挙げられていることから、環境省ではグリーン購入の実務支援や研究会の開催などを行い、普及を進めているところである。（環境省）
- ・ 今は底上げを進めているところだと思うが、指導するだけでなく統計をとることや、成果を見せることが必要である。統計についても温暖化に関わる部分だけでもよい。今の普及方策に加えていただきたい。
  - ⇒ 地方公共団体への普及は将来的なあり方の議題のひとつである。まずは、現行法でできることから進めて、制度としてどう対応していくかの検討もしていきたいと考えている。（環境省）

### ○グリーン購入法の普及について

- ・ グリーン購入法を国民全体に広げていくためにも、地方公共団体への義務化を検討していただきたい。
  - ⇒ 地方公共団体においては、法律上は努力義務となっており、国に準じて取り組んでいただいており、普及を進めているところである。今後のあり方については、様々な視点から方策を検討していくことが必要であると考えている。（環境省）
- ・ グリーン購入の実績を公表している地方公共団体はどの程度あるか。自主的に公表することが重要である。
  - ⇒ 方針を策定している団体は、都道府県・政令市では１００％、市区は７４％、町村は３５％となっているが、実績公表の有無については手元にデータがない。環境省ホームページ上で、取組状況

DB として掲載しているので後ほど参照されたい。(事務局)

- ・ パリ協定や SDGs など国際的な流れの中で、海外への展開についても引き続き検討していただきたい。また、地方公共団体の調査結果を分析し、公表の仕方を工夫して取組の推進に結びつけていただきたい。

## 2. 専門委員会における検討内容等について

### 【プレミアム基準の活用に係る専門委員会】

- ・ プレミアム基準の活用に係る専門委員会においては、今後のグリーン購入法のあり方についても検討を行うこととしている。専門委員会における検討内容と委員会名称の整合性について、座長の平尾委員から提案はあるか。
- ・ プレミアム基準を環境省から各省庁等に広げていくという課題もあるが、グリーン購入法を今後どういった方針で推進していくか議論することが重要である。委員会名称にこだわらず、まとめた意見をこの場で議論する形で進めさせていただきたい。
  - ⇒ 名称変更は重要ではないとの御意見である。グリーン購入法のあり方もプレミアムの議論の中に入っているとのことであろう。

### 【庁舎管理に係る専門委員会】

- ・ 庁舎管理について、東日本大震災後に東京電力管内では業務部門の電力使用が 20%程度減っているため、潜在的な削減の余地はあまりないかもしれないが、政府が掲げる 40%削減目標に向けて、着実にできることを検討していくことは重要である。
- ・ エネルギー使用量を 40%削減するのか、排出原単位まで含めて 40%削減なのかということも関係する。排出原単位を 0.570 から 0.370 に下げれば、30 数%下がるため、電気だけを使っていれば簡単に削減可能であるがそういう理解でよいのか。
  - ⇒ 電気の排出原単位では、2030 年度までに 0.370 まで下げることが前提に、家庭と業務の 40%削減が設定されているが、それだけでは足りないため、使用量を削減する方策を考える必要がある。(事務局)
- ・ 電気以外の燃料を使っていないところは楽に下げられるが、灯油などを使っているところは厳しくなるという状況かと思う。
  - ⇒ 地球温暖化対策計画を踏まえ、グリーン購入法の観点からできることを進めていきたい。(環境省)

以上